

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成8年4月17日蔵関第336号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和29年法律第61号、以下「法」という。）<u>第67条の2第3項</u>ただし書及び関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「令」という。）<u>第59条の6第1項第1号</u>の規定の適用を受ける航空貨物の取扱いについては、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22年2月12日財関第142号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成8年4月25日から実施することとしたので、了知されたい。</p> <p>記</p> <p>1. 対象貨物</p> <p>令<u>第59条の6第1項第1号</u>の規定による到着即時輸入申告扱いの適用を受ける航空貨物は、航空貨物が到着する税関空港を管轄する税関官署等に、輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して予備申告を行ったもののうち、通達第1章第3節3-3に規定する航空貨物輸送証の情報（以下「AWB情報」という。混載貨物については「HAWB情報」という。）又は航空機の到着確認情報が登録される前に審査区分が簡易審査扱い（区分1）又は書類審査扱い（区分2）で審査が終了している貨物とする。</p> | <p>航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和29年法律第61号、以下「法」という。）<u>第67条の2第2項</u>ただし書及び関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「令」という。）<u>第59条の4第1項第3号</u>の規定の適用を受ける航空貨物の取扱いについては、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22年2月12日財関第142号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成8年4月25日から実施することとしたので、了知されたい。</p> <p>記</p> <p>1. 対象貨物</p> <p>令<u>第59条の4第1項第3号</u>の規定による到着即時輸入申告扱いの適用を受ける航空貨物は、航空貨物が到着する税関空港を管轄する税関官署等に、輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して予備申告を行ったもののうち、通達第1章第3節3-3に規定する航空貨物輸送証の情報（以下「AWB情報」という。混載貨物については「HAWB情報」という。）又は航空機の到着確認情報が登録される前に審査区分が簡易審査扱い（区分1）又は書類審査扱い（区分2）で審査が終了している貨物とする。</p> |
|   |   |

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成8年4月17日蔵関第336号）】  
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>なお、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの対象とはならない<br/>ので留意する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> | <p>なお、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの対象とはならない<br/>ので留意する。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> |
| 2. ~4. (省略)  | 2. ~4. (同左)  |